答 申 書 (答申第80号) 平成20年10月2日

1 審査会の結論

別紙1の表に掲げる開示請求に対し、重油地下タンクの清掃及び点検を再実施した文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 (省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1 の表の「開示請求の内容」欄に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検(以下「本件業務」という。)は、平成18年度にあっては平成18年10月3日、平成17年度にあっては平成17年9月16日、平成16年度にあっては平成16年9月15日に実施しているものであり、これ以外には実施していないことから、本件業務の再実施に係る文書は作成していないとして、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る6件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、 本件業務を再実施した文書に係るものであることから、当審査会は併合して審議する こととした。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

重油地下タンクの定期点検(以下「定期点検」という。)については、消防法(昭和23年法律第186号)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)により、1年に1回以上行わなければならないと規定されている。

1年を超えて実施した本件業務については、1年以内に実施するよう努めているが、施設の特殊性からボイラー設備を24時間稼働させているため、1号、2号両ボイラー共に修理のない時期に定期点検を行う必要があること、また、効率的な定期点検実施のため、重油の残量を点検日に合わせて調整する期間も必要であったために、結果として1年を超えて実施することになったものである。

以前、消防署に口頭で確認したところ、点検期間がおおむね1年であり、上記事情により1か月程度を超えて定期点検を実施してもやむを得ないものとして認められていたことから、本件業務の再実施に係る文書は作成していないものである。

なお、定期点検については、消防法等の法令に基づき適正な点検内容で実施しているものである。

イ 当審査会としては、実施機関が消防署に口頭で確認したところ、点検期間がおおむね1年であり、ボイラー設備の修理時期との調整及び重油の残量調整により、1 か月程度を超えて定期点検を実施してもやむを得ないものとして認められていたと の実施機関の主張から、実施機関が定期点検を実施した日の妥当性はともかくとして、実施機関において、定期点検の再実施が必要な状況にあったとは認められず、よって、清掃と定期点検から成る本件業務が再実施されたとは考え難い。

したがって、本件業務の再実施に係る文書を作成していないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは言えず、実施機関が、本件開示請求に対し本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと 考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処	理	経	過
平成20年6月30日	○ 実施機関か ③公文書開示	請求書の写し、	7))諮問文、②異議 ④公文書不存在 説明書)の提出	通知書の写し、
平成20年7月2日		案の報告(諮問 案の審議を第二		
平成20年7月7日	○ 実施機関か ③公文書開示	請求書の写し、	9) 諮問文、②異議 ④公文書不存在 説明書) の提出	通知書の写し、
平成20年7月9日		案の報告(諮問 案の審議を第二		
平成20年7月18日	○ 実施機関か ③公文書開示	請求書の写し、)))諮問文、②異議 ④公文書不存在 説明書)の提出	通知書の写し、
平成20年7月25日		案の報告(諮問 案の審議を第二		
平成20年8月5日 (第二部会)		ら本件処分の理 の意見陳述	!由等を聴取	
平成20年9月10日 (第二部会)	○審議			
平成20年9月29日 (第34回審査会)	〇 答申案審議			
平成20年10月2日	〇 答申			

別紙 1 本件諮問事案に係る開示請求等一覧

整理番号	開示請求 年 月 日	開示請求の内容	処分年月日等	異議申立年 月 日	諮問年月日 ・諮問番号
1	平成20年 4月3日	「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した、平成17年9月16日から1年を過ぎて平成18年10月3日行った「重油地下タンク(No.1タンク27.0k0)の清掃及び点検」の「地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第16項」及び「地方自治法第2条第17項」に基づく「重油地下タンク(No.1タンク27.0k0)の清掃及び点検」を再実施した文書	平成20年4月16 日付け 衛研第34-5号	平成20年 6月16日	平成20年 6 月30日 諮問番号77
2	平成20年 4月3日	「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した、平成17年9月16日から1年を過ぎて平成18年10月3日行った「重油地下タンク(No.2タンク27.6k0)の清掃及び点検」の「地方自治法第2条第16項」及び「地方自治法第2条第17項」に基づく「重油地下タンク(No.2タンク27.6k0)の清掃及び点検」を再実施した文書	平成20年4月16 日付け 衛研第34-5号	平成20年 6月16日	
3	平成20年 4月17日	「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した、平成16年9月15日から1年を過ぎて平成17年9月16日行った「重油地下タンク(No.1タンク27.0k0)の清掃及び点検」の「地方自治法第2条第16項」及び「地方自治法第2条第17項」に基づく「重油地下タンク(No.1タンク27.0k0)の清掃及び点検」を再実施した文書	平成20年4月23日付け 衛研第34-6号	平成20年6月20日	平成20年7月7日 諮問番号79
4	平成20年 4月17日	「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した、平成16年9月15日から1年を過ぎて平成17年9月16日行った「重油地下タンク(No.2タンク27.6k0)の清掃及び点検」の「地方自治法第2条第16項」及び「地方自治法第2条第17項」に基づく「重油地下タンク(No.2タンク27.6k0)の清掃及び点検」を再実施した文書	平成20年4月23 日付け 衛研第34-6号	平成20年6月20日	
5	平成20年 4月23日	「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した、平成15年9月10日から1年を過ぎて平成16年9月15日行った「重油地下タンク(No.1タンク27.0k0)の清掃及び点検」の「地方自治法第2条第16項」及び「地方自治法第2条第17項」に基づく「重油地下タンク(No.1タンク27.0k0)の清掃及び点検」を再実施した文書	平成20年5月7日付け 衛研第34-7号	平成20年 7月7日	平成20年 7 月18日 諮問番号80
6	平成20年 4月23日	「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した、平成15年9月10日から1年を過ぎて平成16年9月15日行った「重油地下タンク(No.2タンク27.6k0)の清掃及び点検」の「地方自治法第2条第16項」及び「地方自治法第2条第17項」に基づく「重油地下タンク(No.2タンク27.6k0)の清掃及び点検」を再実施した文書	平成20年5月7日付け 衛研第34-7号	平成20年 7月7日	